

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年10月23日付けで行った「①With You さいたま情報ライブラリーレファレンス用『質問用紙』がいつ受付カウンターに備え付けられたかが分かるもの、②With You さいたま『情報ライブラリー質問用紙』2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日が分かるもの、③With You さいたま情報ライブラリー個人情報保護審査会へ提出された補充理由書の中で2010年6月からレファレンス用『質問用紙』が受付カウンターで使われるようになったとっていますが、その事実を明確に立証し得るもの」を作成していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年8月25日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の開示請求を行った。

ア With You さいたま情報ライブラリーレファレンス用「質問用紙」がいつ受付カウンターに備え付けられたかが分かるもの

イ With You さいたま「情報ライブラリー質問用紙」2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日が分かるもの

ウ レファレンス・データベース（2010年度分・2011年度分）

エ With You さいたま情報ライブラリー 個人情報保護審査会へ提出された補充理由書の中で2010年6月からレファレンス用「質問用紙」が受付カウンターで使われるようになったとっていますが、その事実を明確に立証し得るもの

(2) これに対し実施機関は、平成23年10月23日付けで、上記ア、イ及びエにかかる開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、いずれも「当該公文書を作成・保有していないため。」との理由により不開示（不存在）の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

なお、実施機関は、ウについては、部分開示決定を行い、申立人に別に通知した。

- (3) 申立人は、平成23年10月26日付けで、実施機関に対し、本件処分の変更を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月14日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書（以下「理由説明書」という。）の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、申立人から、平成23年12月21日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年1月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成24年2月27日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分の変更を求める。
- (2) 不存在の真否及び当否を争う。本来、当然に作成され保存されているものと考えられる。
- (3) 理由提示義務懈怠の瑕疵がある。①、②、③について、不存在であることの説明がない。単に、質問用紙はメモ用紙であるという同義反復をしているだけなので、反論できない。
- (4) ①について、「個人情報保護審査会へ提出された補充の理由説明書」が対象文書に含まれるのではないかと思われる。本件開示請求は、この補充の理由説明書が作成された後にされているわけで、補充の理由説明書に6月に備え付けたと書いてあるのだから、当然請求の対象になると考えられる。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容について

With You さいたまは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施することを目的として設置された県の施設であり、情報ライブラリーにおいて男女共同参画社会実現への関心を高めるための情報提供を行っている。当該場所にはレファレ

ンスの目的で情報ライブラリー質問用紙を設置している。

開示請求者は、この質問用紙について、①「質問用紙」がいつ受付カウンターに備え付けられたかが分かるもの、②2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日が分かるもの、③個人情報保護審査会へ提出された補充理由書の中で2010年6月からレファレンス用「質問用紙」が受付カウンターで使われることになったと述べていますが、その事実を明確に立証し得るものの開示を請求したものである。

(2) 本件処分の理由について

情報ライブラリー質問用紙は、サービス向上を目的とし、窓口に備える依頼用メモとして作成したものである。このため開示請求にある With You さいたま情報ライブラリーレファレンス用「質問用紙」を①いつ備えたか、②2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日、③その事実を明確に立証し得るものについての公文書は作成・保有していない。

不服申立人は、当該公文書は当然に作成されているものであり不存在の真否を争う旨主張しているが、本件請求に係る公文書は不存在であり、不開示と決定した。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、「①With You さいたま情報ライブラリーレファレンス用『質問用紙』がいつ受付カウンターに備え付けられたかが分かるもの、②With You さいたま『情報ライブラリー質問用紙』2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日が分かるもの、③With You さいたま情報ライブラリー個人情報保護審査会へ提出された補充理由書の中で2010年6月からレファレンス用『質問用紙』が受付カウンターで使われるようになったと述べていますが、その事実を明確に立証し得るもの」についての申立人の開示請求に対して実施機関が行った、公文書を作成・保有していないことを理由とする、公文書不開示の決定である。

これに対し、申立人が、本件開示請求に係る公文書は本来当然に作成されるものと考えられるものであり、不存在の真否を争うとして、本件処分の変更を求

め本件異議を申し立てており、当審査会としても、本件開示請求に係る公文書の作成の根拠を含めて、その存否について以下検討することとする。

(2) 情報ライブラリー質問用紙が作成された経緯について

情報ライブラリー質問用紙が作成された経緯について、実施機関からの聴き取りによれば次のことが認められる。

情報ライブラリー利用者へのレファレンス業務は、主として司書資格をもつ男女共同参画専門員が行っているが、同専門員は開館時間のすべての時間に勤務しているわけではない。そのため、他の職員で対応ができない問い合わせ等については、利用者に対して、司書資格者のいる時間に問い合わせるようお願いするなどの対応を行っていた。そこで、レファレンス業務担当の男女共同参画専門員（以下「専門員」という。）が、自らが不在の場合に、後日レファレンス業務を行うことが出来るように利用者からの問い合わせ内容を記録するため、情報ライブラリー質問用紙を作成したものである。

(3) 本件開示請求に係る公文書の存否について

申立人は、本件開示請求とは別に平成23年8月1日付けで、実施機関に対し、「With You さいたま 様式『情報ライブラリー質問用紙』について ①起案文書、②同様式の作成に至った経緯、③同様式を作成する際に参考としたもの」の開示請求を行い、実施機関から、いずれも不存在を理由とする不開示決定処分を受けた。

また、この処分に対する異議申立てについて、審査会は、答申第178号において、情報公開ライブラリー質問用紙の作成という事案は、文書を作成しなければならない事案に該当せず、実施機関が「起案文書」、「同様式の作成に至った経緯」、「同様式を作成する際に参考としたもの」をいずれも不存在であり不開示とした決定を妥当と判断している。

このことをふまえて、以下のとおり判断する。

ア 「With You さいたま情報ライブラリーレファレンス用『質問用紙』がいつ受付カウンターに備え付けられたかが分かるもの」について

質問用紙は、専門員が、自らが不在の場合に、後日レファレンス業務を行うことが出来るように利用者からの問い合わせを記録しておくため、作成したものであると認められる。また、上述のとおり、質問用紙の作成に際して起案等の手続

きは行われておらず、同様式の作成に至った経緯についての記録のないことも明らかである。

こうした事情を踏まえると、質問用紙がいつ受付カウンターに備えつけられたかが分かるものが存在していないことに何ら不合理はない。

なお、申立人は、実施機関が個人情報保護審査会に提出した補充の理由説明書が、本開示請求に係る公文書に該当すると主張している。

しかしながら、補充の理由説明書は、実施機関が「質問用紙が2010年6月から受付カウンターで使われるようになった」という自らの主張を説明している書面にすぎない。実施機関としては、自らの主張を説明した書面である補充の理由説明書が、申立人の請求する「レファレンス用『質問用紙』がいつ受付カウンターに備えつけられたかが分かるもの」に該当するとは考えず、対象文書としなかったことに不合理な点は認められない。

イ 「With You さいたま『情報ライブラリー質問用紙』2010年6月8日付けのものが実際に作成された年月日が分かるもの」について

2010年6月8日付けの質問用紙が実際に作成され、データとして保存されたのが、6月8日以降であることは確実であるが、その後新たな質問があり、データの追加が行われた場合、データの作成日の記録は更新されるので、6月8日付けの質問用紙が最初に作成・保存された際の記録は残らない。データを追加するたびに更新をしているとの実施機関の説明に不合理な点はなく、6月8日という日付の記入された質問用紙について、殊更に作成日等を明確に記録しておく必要も認められない。

よって、本件開示請求に係る公文書が存在しないとの実施機関の説明は、不合理ではない。

ウ 「個人情報保護審査会へ提出された補充の理由説明書の中で2010年6月からレファレンス用『質問用紙』が受付カウンターで使われるようになったといっていますが、その事実を明確に立証し得るもの」について

すでに述べたとおり、情報ライブラリー質問用紙がいつ受付カウンターに備えつけられたかが分かるものが存在しておらず、同様に、その使用経緯に関する本件開示請求に係る公文書についても、不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|----------------------------|
| 平成23年12月14日 | 諮問を受ける（諮問第226号） |
| 平成23年12月14日 | 実施機関から開示決定等理由説明書を受理 |
| 平成23年12月21日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成24年 1月23日 | 実施機関から説明及び審議（第二部会第71回審査会） |
| 平成24年 2月27日 | 異議申立人から意見陳述聴取（第二部会第72回審査会） |
| 平成24年 4月20日 | 審議（第二部会第73回審査会） |
| 平成24年 6月 1日 | 審議（第二部会第74回審査会） |
| 平成24年 6月26日 | 審議（第二部会第75回審査会） |
| 平成24年 7月27日 | 審議（第二部会第76回審査会） |
| 平成24年 8月24日 | 審議（第二部会第77回審査会） |
| 平成24年10月26日 | 審議（第二部会第78回審査会） |
| 平成24年11月16日 | 審議（第二部会第79回審査会） |
| 平成25年 1月10日 | 答申（答申第180号） |